

## 第一二六回

### 参第五号

#### 母子保健法の一部を改正する法律（案）

母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 母子保健施設（第二十二条）」を「第三章 母子保健に関する基盤の整備（第二十二条 - 第二十二条の八）」に、「（第二十三条 - 第二十七条）」を「（第二十二条の九 - 第二十六条）」に改める。

第一条中「健康診査」の下に「、介護」を加える。

第五条第一項中「に努めなければならない」を「を図る責務を有する」に改め、同条の次に次の一条を加える。

#### （施策の有機的連携）

第五条の二 母子保健に関する施策は、保健、医療、福祉、労働、教育その他の分野にわたつて、有機的連携の下に総合的かつ計画的に策定され、及び実施されなければならない。

2 前項の場合においては、母性と就業の両立が確保され、及び父親の育児への参加が促進されるように配慮されなければならない。

第八条を次のように改める。

(都道府県の協力等)

第八条 都道府県は、この法律の規定により市町村が行う母子保健に関する事業の実施に関し、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助及び市町村相互間の連絡調整を行うほか、政令で定めるところにより、市町村と連携を図りつつ、市町村に代わつて、母子保健に関する事業の一部を行うことができる。

第九条中「都道府県及び」を削り、「又は育児」を「、育児又は家族計画」に改め、同条に次の一項を加える。

2 市町村は、前項の場合において、思春期からの健康の保持及び増進並びに父親の育児への参加の促進を図るように努めなければならない。

第十条中「都道府県又は保健所を設置する市」を「市町村」に、「行い、又は医師、歯科医師、助産婦

若しくは保健婦について保健指導を受けることを勧奨しなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第十一条第一項中「都道府県又は保健所を設置する市の長」を「市町村長」に改める。

第十二条を次のように改める。

（健康診査）

第十二条 市町村は、厚生省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める回数の健康診査を行わなければならない。

- 一 妊娠中の女子 六回
- 二 出産後一年以内の女子 一回
- 三 乳児 二回
- 四 満一歳六箇月を超え満一歳八箇月に達しない幼児 一回
- 五 満三歳を超え満四歳に達しない幼児 一回

第十三条中「都道府県又は保健所を設置する市」を「市町村」に改める。

第十四条の次に次の三条を加える。

（出産に要する費用の援助）

第十四条の二 市町村は、必要に応じ、妊産婦に対して、出産に要する費用につき援助をするように努めなければならない。

（居宅における介護等）

第十四条の三 市町村は、妊産婦が妊娠又は出産に伴う疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅において食事等の介護、乳児の保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生省令で定めるものを供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜の供与を委託する措置を採ることができる。

（妊産婦の休養に関する援助）

第十四条の四 市町村は、安静を必要とする妊産婦について、その申出により、母子休養施設その他適当と認められる施設に入所させて当該妊産婦に必要な休養を取らせ、及びこれに併せて当該妊産婦が自らその乳児を養育することができるよう適切な援助をするように努めなければならない。

第十五条第二項を削る。

第十七条の見出しを「（健康診査に基づく訪問指導等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

市町村長は、第十二条又は第十三条の規定による健康診査の結果に基づき必要があると認めるときは、医師、助産婦、保健婦若しくはその他の職員をして、その妊産婦若しくは乳児若しくは幼児（第十一条又は第十九条の規定により指導が行われている乳児又は幼児を除く。）の保護者を訪問させて必要な指導を行わせ、又は疾病にかかっている疑いのある妊産婦、乳児若しくは幼児について、医師若しくは歯科医師の診療を受けることを勧奨するものとする。

第十七条第二項中「都道府県又は保健所を設置する市」を「市町村」に改め、「妊産婦」の下に「、乳児又は幼児」を加え、「妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病につき」を削る。

第二十一条の見出しを「（費用の徴収）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第一項の規定により第十条の規定による保健指導又は」を削り、同項を同条第一項とし、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項中「第三項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とする。

第三章の章名を次のように改める。

### 第三章 母子保健に関する基盤の整備

第二十二条に見出しとして「（母子健康センター）」を付し、同条第一項中「設置するように努めなければならない」を「設置するものとする」に改め、同条第二項中「を行ない」を「並びに家族計画に関する助言を行い」に、「あわせて」を「併せて」に、「行なう」を「行う」に改め、第三章中同条の次に次の七条を加える。

#### （母子休養施設）

第二十二条の二 市町村は、母子休養施設を設置するように努めなければならない。

- 2 母子休養施設は、無料又は低額な料金で、安静を必要とする妊産婦を入所させて必要な休養を取らせることを目的とする施設とする。

#### （母子保健のための地域組織の育成）

第二十二条の三 市町村は、母子保健に関する事業を推進する基盤となる地域組織の育成を図るものとする。

#### （母子保健推進員）

第二十二条の四 市町村は、保健婦、助産婦、看護婦又は母子保健に関する事業について熱意のある者に対

し、妊産婦等の実情を把握すること及び母子保健に関する施策を周知させることを委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた者は、母子保健推進員と称する。

3 母子保健推進員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。

（養成及び研修）

第二十二条の五 国及び地方公共団体は、母子保健に関し専門的知識及び技術を有する者の養成及び研修の実施に努めなければならない。

（女子の健康診査等に係る体制の整備）

第二十二条の六 国及び地方公共団体は、母性の健康の保持及び増進に資するため、女子が随時、健康診査、健康相談等を受けることができるような体制の整備に努めなければならない。

（安全な出産を確保するための体制の整備）

第二十二条の七 国及び地方公共団体は、安全な出産を確保するため、周産期集中管理、医療機関の迅速な連携その他妊娠又は出産に係る緊急な事態に対応する体制の整備等に努めなければならない。

( 調査研究体制の整備 )

第二十二條の八 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、先天性代謝異常、悪性新生物、アレルギー性疾患等の疾患の治療等に関する調査研究体制の整備に努めなければならない。

第四章中第二十三條の前に次の四條を加える。

( 費用の支弁 )

第二十二條の九 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

- 一 第十条の規定による保健指導に要する費用
- 二 第十一条又は第十七条第一項の規定による訪問指導に要する費用
- 三 第十二条の規定による健康診査に要する費用
- 四 第十三条の規定による健康診査に要する費用
- 五 第十四条の三の規定による措置に要する費用
- 六 母子健康センターの設備に要する費用



2 都道府県又は保健所を設置する市が行う第十九条の規定による訪問指導及び第二十条の規定による措置に要する費用は、それぞれ、当該都道府県又は当該市の支弁とする。（都道府県の負担及び補助）

第二十二条の十 都道府県は、政令で定めるところにより、前条第一項第一号及び第二号に掲げる費用に対してはその四分の一を、同項第三号に掲げる費用に対してはその三分の一を負担するものとする。

2 都道府県は、政令で定めるところにより、前条第一項第四号から第六号までに掲げる費用に対しては、その四分の一以内を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条の十一 国は、政令で定めるところにより、第二十二条の九第一項第一号及び第二号に掲げる費用並びに同条第二項に規定する費用に対してはその二分の一を、同条第一項第三号に掲げる費用に対してはその三分の一を負担するものとする。

2 国は、政令で定めるところにより、第二十二条の九第一項第四号から第六号までに掲げる費用に対しては、その二分の一以内を補助することができる。

3 国は、前二項に規定するもののほか、市町村に対し、この法律に規定する母子保健に関する事業に要す

る費用の一部を補助することができる。

( 準用 )

第二十二條の十二 第二十二條の九第一項及び前條の規定は、第八條の規定により都道府県が母子保健に関する事業の一部を行う場合について準用する。この場合において、前條第一項及び第二項中「第二十二條の九」とあるのは「第二十二條の十二において準用する第二十二條の九」と読み替えるものとする。

第二十七條を削る。

附 則

( 施行期日 )

1 この法律は、平成六年四月一日から施行する。

( 経過措置 )

2 この法律による改正後の母子保健法の規定は、平成六年度分以降の国の負担金及び補助金について適用し、平成五年度分以前の国の負担金については、なお従前の例による。

( 地方自治法の一部改正 )

3 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の四を次のように改める。

二十の四 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の定めるところにより、未熟児について、保健婦等をして訪問指導を行わせ、及び養育医療の給付を行い、市町村が行う母子保健に関する事業の実施に関して市町村に対する必要な援助及び市町村相互間の連絡調整を行い、市町村に代わつて母子保健に関する事業の一部を行い、並びに市町村の支弁する保健指導等に要する費用の一部を負担すること。

別表第二第一号（四の七）を次のように改める。

（四の七） 母子保健法の定めるところにより、未熟児について、保健婦等をして訪問指導を行わせ、及び養育医療の給付を行うこと。（保健所を設置する市に限る。）

別表第二第二号（十五の三）を次のように改める。

（十五の三） 母子保健法の定めるところにより、妊産婦等に対して必要な保健指導を行い、保健婦等をして訪問指導を行わせ、健康診査を行い、妊娠の届出を受理する等の事務を行い、及び妊娠の届出

をした者に母子健康手帳を交付すること。

(地方財政法の一部改正)

4 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十条第八号中「保健指導」の下に「(訪問指導を含む。)」を加える。

(保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法の一部改正)

5 保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法(昭和三十九年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第二条第一項各号列記以外の部分中「第一号から第三号まで」を「第一号又は第二号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第二項中「第一号から第三号まで」を「第一号及び第二号」に、「前項各号」を「同項各号」に改める。

(保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

6 前項の規定による改正後の保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法の規定は、平成六年度分以降の国の負担金及び補助金について適用し、平成五年度分以前の国の負担金及び補助金については、なお従前の例による。

## 理 由

母子保健の向上に資するため、母子保健に関する事務を都道府県から市町村に移すとともに、母子保健の向上に関する措置を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## この法律の施行に要する経費

この法律の施行に要する経費は、平年度約九十七億円の見込みである。